解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

香川県丸亀市塩屋本願寺別院内

財団法人真宗本願寺派四州教学財団

代表清算人　佐々木孝昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日愛媛県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川八四六番地

財団法人柳谷村教育後援会

代表清算人　三本　一雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

高知県高知市薊野西町一丁目三番八号

財団法人高知県傷痍軍人連合会

代表清算人　竹内　昌吉

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第三十条第一項の規定に基づき平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

福岡市城南区長尾四丁目一九番一号

財団法人下長尾自治会館管理組合

代表清算人　副田　英美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井一三番地

財団法人西臼杵郡自治協会

清算人　内倉　信吾

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

沖縄県那覇市楚辺二丁目四〇番九号

財団法人沖縄県傷痍軍人会

代表清算人　宮城　繁

配当公告

岩手県岩手郡葛巻町江刈第七地割九五番地

破産者　上打田内裕

右の者に対する盛岡地方裁判所平成二十四年（フ）第二〇六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

一般債権　金四二、九九六、四〇四円

一、配当をすることのできる金額

一般債権　金一六、一三三、九九四円

平成二十五年十二月二十六日

岩手県盛岡市大通三丁目二番八号　岩手県金属工業会館七階　みちのく法律事務所

破産管財人　長谷川　大

配当公告

名古屋市昭和区折戸町五丁目三三番地

破産者　森井タイル株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第一七七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五一〇、六二六、一六八円（内優先債権額　金四五四、三五九円）

一、配当することのできる金額

金三六、六二四、八八四円（内優先債権額　金四五四、三五九円）

平成二十五年十二月二十六日

名古屋市中区金山一―九―一七　金山スズキビル八階　金山総合法律事務所

破産管財人　渥美　雅康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市開北二丁目五九番地六四、最後の住所宮城県石巻市開北二丁目一一番一二号

被相続人　亡　佐藤　活夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

宮城県石巻市日和が丘一丁目七番七号

相続財産管理人　小泉　清則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目四四三番地二五、最後の住所埼玉県上尾市向山一丁目五九番地七　日建シェトワ六―二〇二

被相続人　亡　小澤信一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三六見留ビル五階Ａ　小泉・池田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　克志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南多摩郡大楽寺村四〇八番地、最後の住所不詳、死亡の場所東京市本郷区湯島六丁目六番地　内藤新太郎方、死亡年月日明治三十九年五月二十七日、出生の場所不詳、出生年月日嘉永元年七月十八日、職業不詳

被相続人　亡　藤内治兵エ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区西新小岩三丁目二二〇九番地、最後の住所東京都練馬区関町南四丁目一四番五三号慈雲堂内科病院内

被相続人　亡　鈴木　ヒデ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方上中郡若狭町兼田第一八号五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　辻本　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

東京都新宿区四谷二―九ＮＫ第七ビル四階四Ｂ号室

相続財産管理人　弁護士　齋藤　義浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市調布ヶ丘一丁目一番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　池田　龍也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭